

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和四年六月十七日から適用する。

令和四年六月十六日

厚生労働大臣 後藤 茂之

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に記載されている医薬品（令和四年十月一日以降においては別表第1に記載されている医薬品を、令和五年四月一日以降においては別表第2に記載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ及び別表第3に記載されている医薬品（令和五年四月一日以降においては別表第4に記載されている医薬品を除く。）</p>	<p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に記載されている医薬品（令和四年十月一日以降においては別表第1に記載されている医薬品を、令和五年四月一日以降においては別表第2に記載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ及び別表第3に記載されている医薬品</p>

(お)

オロパタジン塩酸塩OD錠5mg 「フナイザー」

5mg1錠

⑩ オロパタジン塩酸塩錠5mg 「フナイザー」

5mg1錠

(か)

⑩ カルベジローール錠20mg 「フナイザー」

20mg1錠

(き)

キニジン硫酸塩錠100mg 「フナイザー」

100mg1錠

(く)

⑩ クエチアピン細粒50% 「E.E.I」

50%1g

⑩ クエチアピン錠50mg 「E.E.I」

50mg1錠

⑩ クエチアピン錠100mg 「E.E.I」

100mg1錠

⑩ クエチアピン錠200mg 「E.E.I」

200mg1錠

⑩ クエン酸 「ケンヨー」

10g

(し)

シクロスポリンカプセル10mg 「フナイザー」

10mg1カプセル

シクロスポリンカプセル25mg 「フナイザー」

25mg1カプセル

シクロスポリンカプセル50mg 「フナイザー」

50mg1カプセル

シクロスポリン細粒17% 「フナイザー」

17%1g

(せ)

⑩ セフアクルカプセル250mg 「サウイ」

250mg1カプセル

⑩ セフトレブリンピボキシル錠100mg 「サウイ」

100mg1錠

(は)

⑩ ハロキセチン錠5mg 「フナイザー」

5mg1錠

⑩ ハロキセチン錠10mg 「フナイザー」

10mg1錠

⑩ ハロキセチン錠20mg 「フナイザー」

20mg1錠

(ひ)

ピオグリタゾンOD錠15mg 「フナイザー」

15mg1錠

ピオグリタゾンOD錠30mg 「フナイザー」

30mg1錠

⑩ ピオグリタゾン錠15mg 「フナイザー」

15mg1錠

⑩ ピオグリタゾン錠30mg 「フナイザー」

30mg1錠

ピカルタミド錠80mg 「フナイザー」

80mg1錠

⑩ ピタバスタチンCa錠4mg 「フナイザー」

4mg1錠

(ふ)

フラミベキソール塩酸塩錠0.125mg 「フナイザー」

0.125mg1錠

⑩ フラミベキソール塩酸塩錠0.5mg 「フナイザー」

0.5mg1錠

(5)

- ④ ナフチジン錠10mg 「フナイザー」
- ラベプラゾールNa錠 5 mg 「フナイザー」
- ラベプラゾールNa錠10mg 「フナイザー」
- ラベプラゾールNa錠20mg 「フナイザー」

(4)

- ④ リセドロン酸Na錠2.5mg 「フナイザー」

(3)

- ④ ロサルタンK錠50mg 「フナイザー」
- ④ ロサルヒド配合錠HD 「フナイザー」
- ロスバスタチン錠2.5mg 「フナイザー」
- ロスバスタチン錠 5 mg 「フナイザー」
- ロラタジンOD錠10mg 「TYK」
- ロラタジンOD錠10mg 「フナイザー」
- ロラタジン錠 10mg 「フナイザー」

注 射 薬

(2)

- エボゾロステノール静注用 「テバ」専用溶解用液
- エボゾロステノール静注用0.5mg 「テバ」
- エボゾロステノール静注用0.5mg 「テバ」
- エボゾロステノール静注用1.5mg 「テバ」
- エボゾロステノール静注用1.5mg 「テバ」

(か)

- ガソジクロピル点滴静注用500mg 「フナイザー」

(く)

- グラニセトロン点滴静注バツグ 3 mg/50ml 「テバ」
- グラニセトロン点滴静注バツグ 3 mg/100ml 「テバ」

(し)

- ④ 10%食塩注シリンジ 「タイヨー」

(せ)

- ④ 生理食塩液 「ナイラン」
- ④ 生理食塩液 「ナイラン」

(そ)

- ソレドロン酸点滴静注液 4 mg/5 ml 「フナイザー」
- ソレドロン酸点滴静注液 4 mg/100mlバツグ 「フナイザー」

(た)

- ヒドロコルチゾンハク酸エステルNa静注用500mg 「武田テバ」

規 格 単 位

- 10mg 1錠
- 5 mg 1錠
- 10mg 1錠
- 20mg 1錠
- 2.5mg 1錠
- 50mg 1錠
- 1錠
- 2.5mg 1錠
- 5 mg 1錠
- 10mg 1錠
- 10mg 1錠
- 10mg 1錠
- 10mg 1錠
- 50mg 1瓶
- 0.5mg 1瓶
- 0.5mg 1瓶 (溶解液付)
- 1.5mg 1瓶
- 1.5mg 1瓶 (溶解液付)
- 500mg 1瓶
- 3 mg50ml 1袋
- 3 mg100ml 1袋
- 10%20ml 1筒
- 20ml 1管
- 500ml 1瓶
- 4 mg 5 ml 1瓶
- 4 mg100ml 1袋
- 500mg 1瓶 (溶解液付)

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルNa<sub>2</sub>注射液100mg 「武田テバ」

100mg 1瓶 (溶解液付)

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルNa<sub>2</sub>注射液300mg 「武田テバ」

300mg 1瓶 (溶解液付)

(カ)

④ プドウ糖注射液5% 「ライラン」

5% 20ml 1管

④ プドウ糖注射液5% 「ライラン」

5% 250ml 1瓶

④ プドウ糖注射液20% 「ライラン」

20% 20ml 1管

(キ)

④ レボフロキサシン点滴静注バッグ500mg 「武田テバ」

500mg 100ml 1キット

④ レボフロキサシン点滴静注バッグ500mg 「フアイザー」

500mg 100ml 1キット

外用薬

規格単位

(ク)

④ ※黄色ワセリン (ライラン)

10g

(ケ)

④ テルピナフィン塩酸塩クリーム1% 「フアイザー」

1% 1g

(コ)

④ ※白色ワセリン (ライラン)

10g

(カ)

ヒアルロン酸Na0.6眼粘弾剤1% 「テバ」

1% 0.6ml 1筒

(キ)

ヘパリン類似物質外用スプレー0.3% 「フアイザー」

1g

(ク)

ラタノプロスト点眼液0.005% 「TYK」

0.005% 1ml

(ケ)

④ レボフロキサシン点眼液0.5% 「TYK」

0.5% 1ml

④ レボフロキサシン点眼液0.5% 「フアイザー」

0.5% 1ml

④ レボフロキサシン点眼液1.5% 「テバ」

1.5% 1ml

④ レボフロキサシン点眼液1.5% 「フアイザー」

1.5% 1ml

別表第3

第1部～第3部 (略)

第4部 滴 補 薬 (1)

注 射

規格単位

(カ)

無水エタノール注 「VTRS」

5ml 1管

別表第4

第1部 注 射 薬

品 名

規 格 単 位

別表第3

第1部～第3部 (略)

(新設)

(新設)

(お)

無水エタノール注「フナイザー」

5ml 1管